特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０１９号

東京都港区南青山５丁目10番２号
清算株式会社　株式会社Ｊｏｉｅ
代表清算人　石崎　淳一

１　決定年月日　令和７年８月18日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

１　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、残資産額32,033,080円から下記金額合計178,380円を差し引いた残額31,854,700円を、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により弁済する。

記

残余財産確定の日の属する最後事業年度に関する消費税113,400円
同事業年度に関する法人税64,100円
協定債権者への弁済にかかる振込手数料880円

２　協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第20部

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

令和６年（再）第２号

千葉県松戸市小金きよしケ丘３丁目12番地13
再生債務者　加藤運輸有限会社

決定の要旨　令和７年５月30日付け再生計画案にかかる事業譲渡について会社法467条１項２号に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。

令和７年８月18日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（再）第２号

千葉県松戸市小金きよしケ丘３丁目12番地13
再生債務者　加藤運輸有限会社

決定の要旨　令和７年７月31日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項２号に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。

令和７年８月18日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始